



連載

ビブリア・トーク
—私のオススメ—

… 辰己丈夫 (放送大学)

現代倫理学入門



加藤尚武 著

(株) 講談社 (1997), 講談社学術文庫, 256p., 940 円+税, ISBN : 978-4-06-159267-4

最近、巷では(これで何度目のブームかは個人の見解次第だが)人工知能ブームが再来している。また、数年前から、ロボットも話題になっている。人工知能は、知識を処理することで知的判断を代行し、人間の脳の動きを代替してくれる。ロボットは、人間の形を真似ることで人間の代わりに物理的な動作などを代行することで人間の筋肉の運動を代替してくれる。

ここ(本稿)では、本体に内蔵された人工知能によって制御されるロボットのことを、「知的ロボット」と呼ぶことにする。さて、知的ロボットが普及するとして、その行為の責任を負うべきなのは誰か、という問題を考える。従来の考え方では、製造物に対する責任という議論であり、また、技術者倫理が関連する。さらに、知的ロボットを作るために、科学(基本的な理論)を研究してよいかどうかは、技術者倫理ではなく、科学者倫理である。だが、知的ロボットの場合、現在の深層学習を例にしても、説明可能でない(アカウントビリティがない)推論の結果として、判断が行われることがある。AlphaGoが、なぜその手を打ったのかということ、簡単に説明できないのと同じであり、それでも勝てるなら、その手を選ぶ……ということが、知的ロボットの生活でも行われる可能性がある。

また、知的ロボットの作業は法的に問題がないのかというコンプライアンスの問題や、知的ロボットの自主的な判断は善なのか悪なのかという、道徳や倫理の問題もあるだろう。たとえば、ブレーキが壊れた路面電車の進路を制御する人工知能があるとすると、ポイントをこちらに倒すと、あなたの知人を含む作業員が5人死ぬが、あちらに倒すと一般の乗客が全員死んでしまう。そして、目の前にいる人を突き飛ばせば、

その人は確実に死ぬが路面電車はそこで止まり、乗客も作業員も助かる……というときに、あなたは、そしてあなたの知っている人工知能が判断を求められる。あるいは、人工知能が裁判をしたり、知的ロボットが戦地で戦争行為にかかわることもある。知的ロボットにとって、善と悪は、いったい何なのか。

本書は、標準的な倫理学の入門書(教科書)である

本書は、放送大学で以前(私が放送大学にかかわるよりもずっと昔)開講されていた放送授業「倫理学の基礎」の教科書を、担当講師であった加藤尚武(当時は、千葉大学助教授、その後京都大学教授/同名誉教授/鳥取環境大学学長)が書き直した倫理学の入門的教科書である。加藤尚武が、あとがきで「私の主観的な判断を強く出した所を削除して」と述べている通り、「標準的な倫理学の入門書」であり、加藤尚武の独自の考え方はなるべく含まないように書かれている。

本書が発行された1997年、ロボットは少しずつ作られていたし、人工知能の考え方はあった。だが、SF映画に出てくるような知的ロボットが現実化するという前提で(SF映画業界以外の)人々が何かを考えた、仕事をしたりする必要はなかった。ゆえに、本書には、人工知能やロボットについての直接的な考察はなされておらず、関連する内容としては、第15章「科学の発達に限界を定めることができるか」のみとなる。

現在は、本稿冒頭で述べたように、人工知能とロボットの発達が目覚ましい。社会での利用も、急速に普及してきている。過去のブームとは違う状況となりつつある。そこで、本書で語られている「知的ロボット登場以前」の内容が、いま私たちが直面している(あ

るいはすることになる) 知的なロボットとのかかわり
合いで生じる問題を、どのように説明できるか、少し
考えてみたい。

大きく分けると、発生する問題は、以下の2点であろう。

(A) 生産された知的ロボットが、どのように倫理
的に行動すべきか、という倫理的な考察。

(B) 現在の我々が、知的ロボットの研究・開発・
生産にかかわることに対する倫理的な考察。

以下、本書のいくつかの章に応じて考えてみたい。

<第1章 人を助けるために嘘をつくことは許されるか>

アンネ・フランク (Annelies Marie Frank) がかくま
われた家にやって来た兵士に対し、住民が嘘をつくこ
とが許されるか。住民ではなく、知的ロボットが判断
することになったらどうなのか。嘘をつくにしろ、つ
かないにしろ、どちらが適切かをどのように決めれば
いいのだろうか。特に、知的ロボットが、「説明でき
ない結論」として何かを結論している場合、どのよう
に考えればいいのか。

<第2章 10人の命を救うために1人の人を殺すこ とは許されるか>

<第5章 どうすれば幸福の計算ができるか>

人の命や幸福を数えることができるのか。哲学の
世界では「功利主義」ともいう。これは、知的ロボッ
トが人間の人数をもとに、命の問題を判断していいの
か、と考えることになる。命の価値を、何を用いて測
るのか、幸福の価値を、何を用いて測るのか。その
ための適切・妥当な測度(メジャー)はどのようなものか、
そもそも、そういう測度は存在するのか?

<第6章 判断能力の判断は誰がするか>

胎児や未成年者、人種が違う人などを例にして、判
断能力があるかどうかを判断するのは誰か。知的ロボ
ットは、人間を、そのように扱ってくれるのだろうか。
知的ロボットが、動物を人間とみなす(判断する)のは、
どのような基準なのか。その基準は、説明可能な推
論の結果なのか。

<第10章 正直者が損をすることはどうしたら防げるか>

囚人のジレンマは、思考ゲームとしては面白いが、
現実には、そのような状況になることはあまりない。だ
が、知的ロボットがあちこちで利用されるようになる

と、知的ロボット同士での囚人のジレンマ状態が発生
する可能性がある。

<第11章 他人に迷惑をかけなければ何をしてもよいか>

知的ロボットは、人間のためになる活動をする必要
がない時間には、勝手に好きなことをしていてもよい
のだろうか。人間に迷惑をかけなければ、何をして
もよいのか。このことは、知的ロボットに発電や停電
の権限を任せてよいか、ということを考えるうえで、
重要なヒントとなるであろう。

<第15章 科学の発達に限界を定めることができるか>

これらの知的ロボットのために、現在の我々が研究
開発を行うことは、人として許されるのだろうか?

従来は、科学は人間文明の発達のため……という理
想を掲げながらも、実際には、科学技術が戦争のため
にも、犯罪のためにも使われてきた。理想を掲げ
ること(たとえば、ニュース記事の自動選別など)自
体に知的ロボットが介入すると、そのような知的判断
に科学を利用する研究に限界を定めるべきではない
か、という議論は成立する。アシモフ(Isaac Asimov)
のロボット三原則などは、この点での参考になる。

また、現在、「強いAI」と呼ばれている人工知能を
作る、ということは、そのAI自体が、その先の発達
の限度を決めるべきか考えるということであり、その
ようにブートストラップしていくAIを、私たちが作ろ
うとしてよいか、という問題につながることになる。

倫理は不変なれど……

上に述べたことはいずれも、我々が今後の知的ロ
ボットを開発することについて考えるべきことを述べ
ている。倫理とは、人が作る社会のロジックである。
だが、ロボットや人工知能は、「人」の範囲に影響を
与えつつある。今後の倫理がどのようなものになるか
を論じるにあたり、基本的な倫理のスタンダードに目
を通しておくことは、重要であろう。本書は、そのよ
うなときに、ぜひとも目を通したい本である。

(2016年5月6日受付)

辰巳丈夫(正会員) ttmtko@gmail.com

放送大学・情報コース・教授。本会情報処理教育委員会幹事、会誌編
集委員、教科書委員、初等中等教育委員、一般情報教育委員。